

○専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程

2004年 4 月 1 日

制定

最終改正 2023年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、愛知大学専門職大学院学則第32条第 3 項に基づき、大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）（以下「法科大学院」という。）の試験及び成績評価に関し必要な事項について定める。

(単位の認定)

第 2 条 授業科目を履修し、試験等の結果による成績評価が合格と判定された場合、その科目所定の単位が認定される。

(成績の評価方法)

第 3 条 成績の評価は、次のいずれかによる。ただし、科目の性質や到達目標に照らし、次の評価方法が相当ではないと考える特別な理由がある場合には、授業への貢献度等（課題の提出・小テスト・レポート等を含む。）又は期末レポートでの評価によることができる。

- (1) 総合評価一定期試験（追試験及び修了再試験を含む。この条において以下同じ。）に授業への貢献度等を加え総合的に評価
- (2) 試験評価一定期試験で評価

第 2 章 試験

(試験の種類)

第 4 条 試験は定期試験及び追試験とし、その他必要に応じて臨時試験を行う。

- 2 前項の試験に加えて、法科大学院にあっては、修了再試験を行う。

(試験の実施方法)

第 5 条 試験は、筆記試験により行う。

- 2 試験の実施方法、期日等は、あらかじめ掲示又は印刷物で発表する。

(受験資格)

第 6 条 次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 受験しようとする科目について履修登録の手続きを完了していない者
- (2) 追試験において受験許可を得ていない者
- (3) 法科大学院の修了再試験において所定の手続きを行っていない者
- (4) 単位修得資格としての授業出席要件を欠く者
- (5) 学生証を携帯しない者

(6) 休学中又は停学中の者

(7) 所定の学費を定められた期日までに納入しない者

2 受験資格をもたない者の受けた試験は、これを無効とする。

(受験心得)

第7条 受験に際しては、別に定める「学生受験心得」を遵守しなければならない。

(レポート提出要領)

第8条 レポートの作成、提出にあたっては、別に定める「レポート提出要領」に従わなければならない。

(不正行為)

第9条 定期試験において不正行為をした者は、学則第65条により処分を受ける。

(試験時間)

第10条 定期試験、追試験及び修了再試験の試験時間は、原則として2単位相当120分とする。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、試験時間を変更して行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、身体障害等の学生の個別の事情により、試験時間を延長することができる。

第3章 定期試験

(定期試験)

第11条 春学期及び秋学期の期末に定期試験を行う。

2 定期試験が行われる授業科目については、受験しなければ成績評価を受けることができない。

(定期試験の時期)

第12条 定期試験は、次の時期に実施する。

(1) 春学期又は秋学期科目は、各期末

(2) 通年科目は、秋学期末

(3) 集中講義科目は、授業の最終時限から相当な期間が経過した時期

(定期試験の受験資格の発表)

第13条 定期試験の受験資格を発表する授業科目については、定期試験時間割発表時に受験資格の有無を掲示する。

第4章 追試験

(追試験)

第14条 次の事由により定期試験を受験できなかった者に対して追試験を行う。

事由	証明書
病気又はけが	医師の診断書
公共交通機関の途絶又は延着	最寄駅の証明書
3親等内親族の忌引	会葬状
災害等	被災証明書
その他大学が認める事由	事由書

2 追試験を認める日数、時限は当該事由に基づく必要最少限度とする。ただし、3親等内の親族の忌引にあつては2日以内とし、他に交通等に要する日程を考慮する。

3 前2項に関する取扱いについては、別に定める。

(追試験の受験手続)

第15条 追試験を受験しようとする場合は、次の期限までに、「追試験受験願」に前条に規定する証明書を添付して、大学院事務課に提出しなければならない。

(1) 春学期又は秋学期試験期間に実施の授業科目の場合は、試験期間終了日の2日後まで(休日を除く)

(2) 試験期間外に実施するもの及び集中講義で行う授業科目の場合は、試験日の2日後まで(休日を除く)

(追試験の受験許可)

第16条 追試験の受験許可は、専門職大学院各研究科教授会が行う。

2 受験許可後において受験資格要件を欠くものと認められた場合には、受験許可を取消し、又は受験答案を無効とすることがある。

第17条 削除

(追試験の時期)

第18条 追試験は、定期試験終了後の一定期間に行うものとし、時期の発表は定期試験時間割の発表時に行う。

2 追試験を受験しなかった者に対して、更に追試験は実施しない。

第5章 進級制度

(進級の要件)

第19条 法科大学院にあつては、各年次の必修科目(選択必修科目を除く)のうち、未修得の単位数が4単位を超える場合は、進級することができない。

(修得単位の不認定)

第20条 前条の進級要件を充足しなかった場合は、既に履修し、合格と判定された授業科

目であっても法律基本科目については単位を認定しない。ただし、S、A、G及びNの成績評価を得た授業科目については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、春学期又は秋学期に半年休学したことにより進級要件を充足しなかった場合は、合格と判定されたすべての授業科目の単位を認定する。

(在籍資格の喪失)

第21条 同一年次において、進級要件を2回充足できなかった者は、本法科大学院の在籍資格を喪失するものとする。

- 2 休学によって進級要件を充足できなくなったとき（休学以前に進級要件を充足できないことが確定しているときを除く）は、当該年度については前項の回数に算入しない。

第6章 修了再試験制度

(修了再試験)

第22条 修了再試験は、修了年次に在学する者で、修了判定において修了再試と判定された者について行う。

(修了再試験資格)

第23条 修了再試験は、次条に規定する科目の定期試験ないし追試験を受験し、単位を修得できなかった者が、当該試験を受験した年度に3年次必修科目である「法務総合演習」の単位を修得したときに、受験することができる。ただし、次の各号の一に該当する者は、修了再試験を受験することができない。

- (1) 第6条第1項に該当する者
- (2) 第9条に定める不正行為を行った者
- (3) 修了要件を満たさないことが明らかな者

(修了再試験対象科目)

第24条 修了再試験は、3年次春学期必修科目である「公法総合演習」、「民事法総合演習」及び「刑事法総合演習」の3科目を対象に実施する。

(修了再試験の時期)

第25条 修了再試験は、修了判定発表後の一定期間に行うものとする。

- 2 修了再試験の追試験は、これを実施しない。

(修了再試験の受験手続)

第26条 修了再試験を受験しようとする場合は、大学院事務課において所定の手続を行わなければならない。

- 2 修了再試験を受験する者は、別に定める再試験料を納入しなければならない。

第7章 成績評価

(成績評価の基準)

第27条 成績評価の基準、評語は次のとおりとする。

判定	評語	内容（評価の目安）
合格	S	当該科目の到達目標を達成し、特に優れた学修成果を示している（100点～90点）
	A	当該科目の到達目標を達成し、優れた学修成果を示している（89点～80点）
	B	当該科目の到達目標を達成し、良好な学修成果を示している（79点～70点）
	C	当該科目の到達目標を達成し、標準的な学修成果を示している（69点～60点）
不合格	F	当該科目の到達目標を達成していない（出席不足、59点～0点）
未受験	*	当該科目について試験を受験していない

- 2 合格又は不合格で判定する科目については、合格をGと表示する。
- 3 認定した単位については、成績評価を行わずNと表示する。
- 4 成績評価の基準については、「学生の成績評価に関するガイドライン」において別に定める。

（成績評価の表示及び発表）

第28条 成績評価は、前条に定める評語を使用して表示し、定められた期日に成績表でもって発表する。

- 2 前項の規定にかかわらず、成績評価は、専門職大学院各研究科教授会の議により、素点で発表することができる。

（成績評価に関する調査及び異議申立て）

第29条 履修登録手続をし、かつ受験した科目の成績評価が成績表に記載されていない場合は、調査を申し出ることができる。

- 2 成績評価について疑義がある場合は、異議申立てをすることができる。
- 3 成績評価に関する調査、異議申立ては、指定期間内に大学院事務課に願い出るものとする。

（成績証明書の評語）

第30条 成績証明書は、次の評語を使用して表示する。

評語	内容（評価の目安）
S	当該科目の到達目標を達成し、特に優れた学修成果を示している（100点～90点）
A	当該科目の到達目標を達成し、優れた学修成果を示している（89点～80点）
B	当該科目の到達目標を達成し、良好な学修成果を示している（79点～70点）
C	当該科目の到達目標を達成し、標準的な学修成果を示している（69点～60点）

	点)
G	当該科目の到達目標を達成し、合格と判定された授業科目の単位
N	本学入学前に修得し認定された授業科目の単位又は留学先大学で修得し認定された授業科目の単位

(補則)

第31条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

(規程の改廃)

第32条 この規程の改廃については、法務研究科教授会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (試験時間の変更及び再試験対象外科目の規定化に伴う改正)

この規程は、2005年1月1日から施行する。

附 則 (管理運営組織の見直しに伴う改正)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (専門職大学院会計研究科の設置、規程名称の変更及び合格又は不合格で判定する科目の評語の規定化に伴う改正)

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 前項の施行日より、本規程の名称を専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程に改称する。

附 則 (修了再試験及び成績評価に関する異議申立て制度の新設、履修登録手続きの変更、会計大学院試験時間の変更、追試験受験願提出期限の変更及び法科大学院の進級要件未充足者の修得単位の取扱いの変更に伴う改正)

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2007年3月31日現在法科大学院の既修者コース2年次又は未修者コース3年次に在籍中の者については、修了再試験制度は適用しない。

附 則 (愛知大学専門職大学院学則の一部変更に伴う改正)

この規程は、2007年9月1日から施行する。

附 則 (法科大学院の進級再試験の廃止、進級要件の変更、修了再試験資格の変更、並びに成績評価の表示及び発表方法の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、2008年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2007年度以前に法科大学院に入学した学生及び2008年度に法科大学院に既修者として入学する学生の進級の要件は、なお従前の例による。

附 則 (法科大学院の修了再試験資格の明確化及び進級要件の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、法科大学院修了再試験資格については、2008年度修了判定時から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、2008年度以前に法科大学院に入学した学生及び2009年度に法科大学院に既修者として入学する学生の進級の要件は、なお従前の例による。

附 則（法科大学院の進級要件の変更、修得単位不認定の変更、修了再試験の廃止及び字句整理に伴う改正）

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2010年度以前に法科大学院に入学した学生及び2011年度に法科大学院に既修者として入学する学生の進級の要件、修得単位不認定、法科大学院の修了再試験は、なお従前の例による。

附 則（法科大学院の進級要件の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2014年度以前に法科大学院に入学した学生及び2015年度に法科大学院に既修者として入学する学生の進級の要件は、なお従前の例による。

附 則（法科大学院の成績の評価方法、試験の種類及び修得単位不認定の変更並びに修了再試験の新設に伴う改正）

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2014年度以前に法科大学院に入学した学生及び2015年度に法科大学院に既修者として入学する学生の進級の要件及び修得単位不認定は、なお従前の例による。

附 則（専門職大学院会計研究科の廃止、法科大学院の在籍資格喪失の明確化及び規程の改廃手続の変更に伴う改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（追試験の受験許可事由の変更に伴う改正）

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則（事務組織の再編に伴う改正）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則（受験資格の変更並びに修了再試験資格及び成績評価の基準の明確化に伴う改正）

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 この規程の変更による改正後の成績評価の基準及び成績証明書の評語は、2022年4月1日以降に在籍する学生が同日以降に受ける成績評価に適用する。

附 則（成績の評価方法の明確化、受験資格の変更、定期試験の時期の変更及び追

試験料の徴収廃止に伴う改正)

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規程の変更による改正後の成績評価の方法及び受験資格は、2023年4月1日以降に在籍する学生が同日以降に受ける成績評価及び定期試験に適用する。